

鈴鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画） 概要版

（令和8年3月改定）

★ 市行動計画の位置付けについて

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行、以下「特措法」という。）の規定により、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）等を踏まえ、平成26年9月に策定。
- 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）が令和6年7月に改定され、また、県においても、政府行動計画が改定されたことを受け、令和7年3月に県行動計画が改定された。
- 市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画の改定が行われたことから、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、対策の充実等を図るために行うものである。

対象となる感染症（新型インフルエンザ等）

★ 特措法上の「新型インフルエンザ等」について

新型インフルエンザ等
（特措法第2条第1号）

新型インフルエンザ等感染症
（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ
（感染症法第6条第7項第1号）

再興型インフルエンザ
（感染症法第6条第7項第2号）

新型コロナウイルス感染症
（感染症法第6条第7項第3号）

再興型新型コロナウイルス感染症
（感染症法第6条第7項第4号）

指定感染症⇒当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
（感染症法第6条第8項）

新感染症⇒全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定
（感染症法第6条第9項）

市行動計画の改定の概要

平時の備えの充実

- 実践的な訓練等を実施し、
新型インフルエンザ等の発生に備える

対策項目の拡充

- 対策項目を6項目から8項目に拡充し、
より充実した内容を記載

幅広い感染症に対応

- 新型インフルエンザや新型コロナ
ウイルス以外の感染症も想定

DXの推進

- 予防接種事務のデジタル化により、
国や県と情報の共有等を図る

実行性確保の ための取組

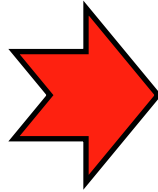
- 国や県の見直し状況等を踏まえ、
おおむね6年ごとに見直しを行う

市行動計画の改定のポイント①

★ 政府行動計画や県行動計画の対策項目の拡充に伴い、
市行動計画の**対策項目**を6項目から8項目に拡充

現行計画

- ① 実施体制
- ② 情報収集・提供・共有
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び市民経済の
安定の確保



改定計画

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ **保健**
- ⑦ **物資**
- ⑧ 市民生活及び市民経済の安定の確保

市行動計画の改定のポイント②

★政府行動計画や県行動計画に準じて、**発生段階(対応時期)**の区分を変更

現行計画

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
市内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内(本市を除く。)で新型インフルエンザ等が発生した状態
市内発生早期	市内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
市内感染期	市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



改定計画

発生段階 (対応時期)	時 期
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない時期
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した時期
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期
	病原体の性状等に応じて対応する時期
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

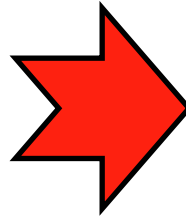
市行動計画の改定のポイント③

★政府行動計画や県行動計画に準じて、**記載軸**を変更

現行計画

発生段階を軸に
対策項目の内容を記載

- 1 未発生期
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報収集・提供・共有
 - ・
 - ・
- 2 市内未発生期
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報収集・提供・共有
 - ・
 - ・
- 3 市内発生早期
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報収集・提供・共有
 - ・
 - ・



改定計画

対策項目を軸に
対応時期の内容を記載

- 1 実施体制
 - (1) 準備期
 - (2) 初動期
 - (3) 対応期
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - (1) 準備期
 - (2) 初動期
 - (3) 対応期
- 3 まん延防止
 - (1) 準備期
 - (2) 初動期
 - (3) 対応期
 - ・
 - ・
 - ・

対策項目における対応時期の記載事項(①～④)

対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制 P21～	- 実践的な訓練等の実施 - 市行動計画等の変更や体制整備・強化 - 国や県等の連携の強化	- 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 - 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	- 基本となる実施体制のあり方 - 職員の派遣・応援への対応 - 必要な財政上の措置 - 市対策本部の設置 - 市対策本部の廃止
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション P23～	- 市における情報提供・共有 - 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 - 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	- 市における情報提供・共有 - 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 - 双方向のコミュニケーションの実施 - 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	- 市における情報提供・共有 - 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 - 双方向のコミュニケーションの実施 - 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
③ まん延防止 P26～	新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	市内でのまん延防止対策の準備	- 基本的な感染対策の実施 - 事業者や学校等における感染対策 - 学級閉鎖・休校等の実施
④ ワクチン P28～	- ワクチンの接種に必要な資材 - ワクチンの供給体制 - 接種体制 - 特定接種 - 住民接種 - 住民への対応 - 市における対応 - 各分野との連携 - DXの推進	- 接種体制の構築 - ワクチン接種に必要な資材 - 特定接種 - 住民接種	- ワクチンや必要な資材の供給 - 地方公務員に対する特定接種の実施 - 予防接種体制の構築 - 接種に関する情報提供・共有 - 接種体制の拡充 - 接種記録の管理 - 健康被害救済 - 特定接種に係る対応 - 住民接種に係る対応

対策項目における対応時期の記載事項(⑤～⑧)

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑤ 医療 P34～	- 県が実施する対策の情報収集 - 医療提供体制の情報共有・連携 - 県内の感染症指定医療機関	- 県が実施する対策の情報収集 - 医療提供体制の確保等	- 県が実施する対策の情報収集 - 医療提供体制の確保等
⑥ 保健 P36～	- さまざまな主体との連携体制の構築 - 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等	市民等への情報発信・共有の開始	- 有事体制への移行 - 健康観察及び生活支援 - 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等
⑦ 物資 P38～	感染症対策物資等の備蓄		
⑧ 市民生活 及び 市民経済の 安定の確保 P39～	- 情報共有体制の整備 - 支援の実施に係る仕組みの整備 - 物資及び資材の備蓄 - 生活支援を要する者への支援等の準備 - 火葬体制の構築	遺体の火葬・安置	- 心身への影響に関する施策 - 生活支援を要する者への支援 - 教育及び学びの継続に関する支援 - 生活関連物資等の価格の安定等 - 埋葬・火葬の特例等 - 事業者に対する支援 - 市民生活及び市民経済の安定に関する措置